

家畜疾病経営維持資金

【制度の概要】

畜産経営において、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱、口蹄疫、伝染性海綿状脳症（BSE、スクレイピー等）等の広範囲に影響を与える家畜伝染病が発生した場合に、患畜の殺処分、家畜の移動制限等の措置がとられることとなる。

このような場合に、畜産経営の再開、継続及び維持に必要な家畜の導入、飼料・営農資材の購入等に要する資金を融通し、畜産経営の維持に資するものとする。

【資金の概要】

1. 貸付対象者

①経営再開資金

広範囲に影響を与える家畜伝染病等の発生に伴う家畜等の処分により経営の停止又はこれに準ずる深刻な影響を受けた者

②経営継続資金

広範囲に影響を与える家畜伝染病等の発生に伴う家畜及び畜産物の移動・搬出制限等により経営継続が困難となった者

③経営維持資金

広範囲に影響を与える家畜伝染病の発生により、深刻な経済的影響を受けた者

2. 貸付限度額

経営再開資金	個人2,000万円、法人8,000万円
--------	---------------------

経営継続資金	(1頭あたり・100羽あたり)
--------	-----------------

経営維持資金	乳用牛13万円、肥育用牛13万円、繁殖用雌牛65千円、肥育豚13千円、繁殖豚26千円、家きん52千円、繁殖用めん羊及び山羊13千円
--------	---

3. 貸付利率

実質無利子

※貸付金利は近代化資金の基準金利を準用し、国や県の利子補給により無利子とする。

4. 償還期限

7年（うち据置期間3年）以内

5. 融資機関

農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫、県知事が指定した銀行・信用金庫・信用協同組合